

1. 組織名

日本経済団体連合会 TPPプロジェクトチーム

13. 提出意見⑫

該当する交渉分野

商用関係者の移動

意見

(1) 査証や労働許可の発給手続・要件を明確かつ簡素にするとともに、発給期間を短縮すべきである。

[上記を求める理由・根拠となる具体例]

1-1 2012年2月14日付けの規則変更で、日米相互条約に基づき、米国就労ビザ(Lビザ)の有効期間が5年間発行されることになった。一方、入国時に提示することになったI-129Sには、3年間のみ有効期限の記載である。在日大使館では、ビザの更新を伴わないI-129Sの延長手続は受け付けず、米国の移民局にて更新するようこの指示が出されている。しかしながら、これまで移民局がそのような業務を担っておらず、具体的な方針が明確にされていない。

1-2 ビザの発行基準やルールが不明確な国があり、かつ国によって異なるために発行までに時間を要し、必要なタイミングで出張や赴任ができず、ビジネスに影響を来す場合がある。予め認証を受けた企業については、全ての出張をノービザとする、AEOのような制度を人の出入国についても創設されたい。

(2) 企業内転勤などビジネス上の移動(帯同する家族等を含む)について、簡便な手続を適用することによって自由を確保すべきである。